

令和6年第1回（2月招集）袖ヶ浦市議会定例会議案

袖 ヶ 浦 市

目 次

議案番号	件 名	頁
議案第 1 号	市の境界変更に伴う財産処分に関する協議について	5
議案第 2 号	市の境界変更について	7
議案第 3 号	昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例の制定について	9
議案第 4 号	袖ヶ浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 1
議案第 5 号	袖ヶ浦市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 3
議案第 6 号	袖ヶ浦市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	2 1
議案第 7 号	袖ヶ浦市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2 5
議案第 8 号	袖ヶ浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	2 7
議案第 9 号	袖ヶ浦市福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2 9
議案第 1 0 号	袖ヶ浦市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	3 1
議案第 1 1 号	袖ヶ浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	3 4
議案第 1 2 号	袖ヶ浦市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	3 6
議案第 1 3 号	袖ヶ浦市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	4 2
議案第 1 4 号	袖ヶ浦市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例及び袖ヶ浦市企業振興条例の一部を改正する条例の制定について	4 8
議案第 1 5 号	袖ヶ浦市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5 0
議案第 1 6 号	袖ヶ浦市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について	5 2

議案番号	件名	頁
議案第17号	袖ヶ浦市監査委員に関する条例及び袖ヶ浦市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	54
議案第18号	市道路線の変更について	56
議案第19号	市道路線の認定について	58
議案第20号	普通財産貸付契約の締結について	60
議案第21号	令和5年度袖ヶ浦市一般会計補正予算（第8号）	別冊
議案第22号	令和5年度袖ヶ浦市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	別冊
議案第23号	令和5年度袖ヶ浦市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	別冊
議案第24号	令和5年度袖ヶ浦市介護保険特別会計補正予算（第3号）	別冊
議案第25号	令和5年度袖ヶ浦市下水道事業会計補正予算（第3号）	別冊
議案第26号	令和6年度袖ヶ浦市一般会計予算	別冊
議案第27号	令和6年度袖ヶ浦市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第28号	令和6年度袖ヶ浦市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第29号	令和6年度袖ヶ浦市介護保険特別会計予算	別冊
議案第30号	令和6年度袖ヶ浦市下水道事業会計予算	別冊

議案第 1 号

市の境界変更に伴う財産処分に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 7 条第 5 項の規定により、袖ヶ浦市と木更津市との境界変更に伴う財産処分について、別紙のとおり協議のうえ定めたいので、同条第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 14 日提出

袖ヶ浦市長 粕谷 智 浩

提案理由

経営体育成基盤整備事業浮戸川上流Ⅲ期地区の施行に伴う袖ヶ浦市と木更津市の境界変更のため、両市の所有する道路、水路の財産処分について協議するに当たり、地方自治法第 7 条第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

境界変更に伴う財産処分に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第5項の規定により、木更津市と袖ヶ浦市との境界変更に伴う財産処分については、次のとおりとする。

なお、この効力は、境界変更の効力の発生する日から生ずるものとする。

令和 年 月 日

木更津市長 渡 辺 芳 邦

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

記

木更津市が所有する次の土地は、袖ヶ浦市の所有とする。

木更津市上望陀字裏内ノ町88の一部，108の一部，109の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の一部並びに字裏内ノ町88，108の地先の道路である公有地の全部

袖ヶ浦市が所有する次の土地は、木更津市の所有とする。

袖ヶ浦市大曾根字島合99の一部，126の一部，127の一部，谷中字熊野573の一部，578の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路，水路である公有地の一部

議案第 2 号

市の境界変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 7 条第 6 項の規定により、袖ヶ浦市と木更津市の境界を別紙変更調書のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 14 日提出

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩

提案理由

経営体育成基盤整備事業浮戸川上流Ⅲ期地区の施行に伴い、行政境界の変更の申し出があり、木更津市との協議の結果、また関係地権者の同意も得られ支障がないので、地方自治法第 7 条第 6 項の規定により、両市間の境界変更について、議会の議決を求めるものである。

変更調書

(1) 木更津市へ編入する区域

袖ヶ浦市大曾根字島合 9 9 の一部, 1 2 6 の一部, 1 2 7 の一部, 谷中字熊野 5 7 3 の一部, 5 7 8 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の一部

備考 上記の土地の表示は、令和 5 年 2 月 1 4 日現在の全部事項証明書によるものである。

(2) 袖ヶ浦市へ編入する区域

木更津市上望陀字裏内ノ町 8 8 の一部, 1 0 8 の一部, 1 0 9 の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の一部並びに字裏内ノ町 8 8, 1 0 8 の地先の道路である公有地の全部

備考 上記の土地の表示は、令和 5 年 2 月 1 4 日現在の全部事項証明書によるものである。

議案第3号

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例の制定について

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例を別紙のように制定する。

令和6年2月14日提出

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩

提案理由

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関し、対象となる職員や債務が今後発生することではなく、所期の目的を達成したことから、条例を廃止しようとするものである。

袖ヶ浦市条例第 号

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に
基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務
の免除に関する条例（平成元年条例第2号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前に行われた廃止前の昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定による職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除については、旧条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

議案第4号

袖ヶ浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

袖ヶ浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和6年2月14日提出

袖ヶ浦市長 粕谷 智 浩

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部が改正されたことに伴い、個人番号の利用に関する規定の整理を行うため、条例の一部を改正しようとするものである。

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

袖ヶ浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

- (5) 特定個人番号利用事務 番号法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (6) 利用特定個人情報 番号法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「番号法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「番号法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

議案第 5 号

袖ヶ浦市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

袖ヶ浦市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 6 年 2 月 1 4 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

提案理由

会計年度任用職員の給与について、一般職の職員の給与改定に準じて給料表を改定するとともに、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）の一部改正等に伴い勤勉手当の支給を開始するため、条例の一部を改正しようとするものである。

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

袖ヶ浦市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第17条第1項後段を削り、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、フルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給日は、規則で定める。

第17条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第17条の2 給与条例第22条の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項から第5項までの規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。この場合において、前条第2項中「給与条例第21条第2項及び第4項に規定する期末手当基礎額」とあるのは「給与条例第22条第2項及び第3項に規定する勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。

第27条第1項後段中「第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の127.5」と、同条第4項」を「第21条第4項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第27条の2 給与条例第22条の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第22条第2項第1号中「勤勉

手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額」とあるのは「勤勉手当基礎額」と、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日）以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額（これにより難いときは、任命権者が別に定める額）」と読み替えるものとする。

2 前条第2項から第4項までの規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

給料表

職 種	職務 の級	1 級	2 級
	号給	給料月額	給料月額
(1) (2)から(5)までに 規定する職種以外の職 種		円	円
	1	1 6 2 , 1 0 0	2 0 8 , 0 0 0
	2	1 6 3 , 2 0 0	2 0 9 , 7 0 0
	3	1 6 4 , 4 0 0	2 1 1 , 4 0 0
	4	1 6 5 , 5 0 0	2 1 2 , 9 0 0
	5	1 6 6 , 6 0 0	2 1 4 , 4 0 0
	6	1 6 7 , 7 0 0	2 1 6 , 2 0 0
	7	1 6 8 , 8 0 0	2 1 7 , 9 0 0

8	1 6 9, 9 0 0	2 1 9, 6 0 0
9	1 7 0, 9 0 0	2 2 1, 1 0 0
1 0	1 7 2, 3 0 0	2 2 2, 6 0 0
1 1	1 7 3, 6 0 0	2 2 4, 1 0 0
1 2	1 7 4, 9 0 0	2 2 5, 6 0 0
1 3	1 7 6, 1 0 0	2 2 6, 8 0 0
1 4	1 7 7, 6 0 0	2 2 8, 2 0 0
1 5	1 7 9, 1 0 0	2 2 9, 6 0 0
1 6	1 8 0, 7 0 0	2 3 1, 0 0 0
1 7	1 8 1, 8 0 0	2 3 2, 4 0 0
1 8	1 8 3, 2 0 0	2 3 4, 0 0 0
1 9	1 8 4, 6 0 0	2 3 5, 5 0 0
2 0	1 8 6, 0 0 0	2 3 6, 9 0 0
2 1	1 8 7, 3 0 0	2 3 8, 1 0 0
2 2	1 8 9, 6 0 0	2 3 9, 7 0 0
2 3	1 9 1, 8 0 0	2 4 1, 2 0 0
2 4	1 9 4, 0 0 0	2 4 2, 6 0 0
2 5	1 9 6, 2 0 0	2 4 3, 6 0 0
2 6	1 9 7, 9 0 0	2 4 5, 1 0 0
2 7	1 9 9, 4 0 0	2 4 6, 4 0 0
2 8	2 0 0, 9 0 0	2 4 7, 6 0 0
2 9	2 0 2, 4 0 0	2 4 8, 7 0 0
3 0	2 0 3, 8 0 0	2 4 9, 7 0 0
3 1	2 0 5, 2 0 0	2 5 0, 6 0 0
3 2	2 0 6, 6 0 0	2 5 1, 5 0 0
3 3	2 0 8, 0 0 0	2 5 2, 4 0 0
3 4	2 0 9, 3 0 0	2 5 3, 3 0 0
3 5	2 1 0, 6 0 0	2 5 4, 1 0 0

3 6	2 1 1, 9 0 0	2 5 4, 9 0 0
3 7	2 1 3, 2 0 0	2 5 5, 6 0 0
3 8	2 1 4, 4 0 0	2 5 6, 7 0 0
3 9	2 1 5, 6 0 0	2 5 7, 9 0 0
4 0	2 1 6, 7 0 0	2 5 9, 0 0 0
4 1	2 1 7, 8 0 0	2 6 0, 2 0 0
4 2	2 1 8, 9 0 0	2 6 1, 4 0 0
4 3	2 1 9, 9 0 0	2 6 2, 5 0 0
4 4	2 2 0, 9 0 0	2 6 3, 6 0 0
4 5	2 2 1, 8 0 0	2 6 4, 7 0 0
4 6	2 2 2, 7 0 0	2 6 5, 8 0 0
4 7	2 2 3, 6 0 0	2 6 6, 9 0 0
4 8	2 2 4, 5 0 0	2 6 7, 9 0 0
4 9	2 2 5, 4 0 0	2 6 8, 9 0 0
5 0	2 2 6, 3 0 0	2 6 9, 9 0 0
5 1	2 2 7, 2 0 0	2 7 0, 9 0 0
5 2	2 2 8, 1 0 0	2 7 1, 8 0 0
5 3	2 2 8, 9 0 0	2 7 2, 7 0 0
5 4	2 2 9, 8 0 0	2 7 3, 6 0 0
5 5	2 3 0, 7 0 0	2 7 4, 5 0 0
5 6	2 3 1, 5 0 0	2 7 5, 4 0 0
5 7	2 3 1, 8 0 0	2 7 6, 3 0 0
5 8	2 3 2, 6 0 0	2 7 7, 2 0 0
5 9	2 3 3, 3 0 0	2 7 8, 1 0 0
6 0	2 3 3, 9 0 0	2 7 9, 0 0 0
6 1	2 3 4, 5 0 0	2 8 0, 0 0 0
6 2	2 3 5, 2 0 0	2 8 1, 0 0 0
6 3	2 3 5, 8 0 0	2 8 1, 9 0 0

6 4	2 3 6 , 3 0 0	2 8 2 , 8 0 0
6 5	2 3 6 , 8 0 0	2 8 3 , 3 0 0
6 6	2 3 7 , 3 0 0	2 8 4 , 0 0 0
6 7	2 3 7 , 8 0 0	2 8 4 , 7 0 0
6 8	2 3 8 , 4 0 0	2 8 5 , 6 0 0
6 9	2 3 8 , 9 0 0	2 8 6 , 6 0 0
7 0	2 3 9 , 4 0 0	2 8 7 , 4 0 0
7 1	2 3 9 , 9 0 0	2 8 8 , 2 0 0
7 2	2 4 0 , 4 0 0	2 8 9 , 0 0 0
7 3	2 4 0 , 9 0 0	2 8 9 , 7 0 0
7 4	2 4 1 , 4 0 0	2 9 0 , 2 0 0
7 5	2 4 1 , 8 0 0	2 9 0 , 6 0 0
7 6	2 4 2 , 3 0 0	2 9 1 , 0 0 0
7 7	2 4 2 , 8 0 0	2 9 1 , 2 0 0
7 8	2 4 3 , 3 0 0	2 9 1 , 5 0 0
7 9	2 4 3 , 8 0 0	2 9 1 , 7 0 0
8 0	2 4 4 , 3 0 0	2 9 2 , 0 0 0
8 1	2 4 4 , 7 0 0	2 9 2 , 2 0 0
8 2	2 4 5 , 2 0 0	2 9 2 , 4 0 0
8 3	2 4 5 , 6 0 0	2 9 2 , 7 0 0
8 4	2 4 6 , 0 0 0	2 9 2 , 9 0 0
8 5	2 4 6 , 4 0 0	2 9 3 , 2 0 0
8 6	2 4 6 , 8 0 0	
8 7	2 4 7 , 2 0 0	
8 8	2 4 7 , 6 0 0	
8 9	2 4 8 , 0 0 0	
9 0	2 4 8 , 5 0 0	
9 1	2 4 8 , 8 0 0	

	9 2	2 4 9 , 1 0 0	
	9 3	2 4 9 , 4 0 0	
(2) 単純事務	1	1 5 6 , 4 0 0	
	2	1 5 7 , 5 0 0	
	3	1 5 8 , 6 0 0	
	4	1 5 9 , 5 0 0	
	5	1 6 0 , 6 0 0	
	6	1 6 1 , 8 0 0	
	7	1 6 2 , 9 0 0	
	8	1 6 4 , 0 0 0	
	9	1 6 5 , 4 0 0	
(3) スクールカウンセラー	1	5 0 9 , 1 0 0	
	2	5 2 5 , 5 0 0	
	3	5 5 2 , 7 0 0	
	4	5 7 0 , 6 0 0	
	5	5 8 1 , 8 0 0	
	6	6 0 0 , 6 0 0	
	7	6 4 0 , 0 0 0	
	8	6 6 0 , 6 0 0	
(4) 外国語指導助手	1	3 4 9 , 6 0 0	
(5) 税徴収事務指導員	1	3 7 4 , 3 0 0	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は公布の日から施行する。

(袖ヶ浦市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 2 袖ヶ浦市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

第8条中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

（袖ヶ浦市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

3 袖ヶ浦市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和5年条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第1項ただし書中「及び附則第5項」を削る。

附則第5項を削る。

議案第 6 号

袖ヶ浦市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
袖ヶ浦市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 6 年 2 月 1 4 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

提案理由

戸籍法（昭和 2 2 年法律第 2 2 4 号）の一部が改正され、戸籍謄本等の
広域交付、戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行等が可能となったこと
に伴い、これらの事務に係る手数料を定めるため、条例の一部を改正しよ
うとするものである。

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市手数料条例の一部を改正する条例

袖ヶ浦市手数料条例（昭和46年条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表の1の項中「同法第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同表の2の項の次に次のように加える。

2の2	戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料	戸籍法第120条の3第2項の規定による戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項及び4の2の項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき400円
-----	----------------------	---	-------------------------

	<p>する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>	
--	--	--

別表の3の項中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同表の4の項の次に次のように加える。

4の2	除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料	<p>戸籍法第120条の3第2項の規定による除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号1件につき700円</p>
-----	----------------------	---	--------------------------------

	<p>提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）</p> <p>における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>	
--	---	--

別表の5の項中「又は同法」を「、同法」に改め、「事項の証明書」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定による届書等情報の内容の証明書」を加え、同表の6の項中「受理した書類」の次に「の閲覧又は同法第120条の6第1項の規定による届書等情報の内容を表示したもの」を加え、「書類1件」を「1件」に改める。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

議案第7号

袖ヶ浦市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

袖ヶ浦市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する
条例を別紙のように制定する。

令和6年2月14日提出

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩

提案理由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年
法律第31号）の一部が改正されたことに伴い、引用している条項を整理
するため、条例の一部を改正しようとするものである。

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部
を改正する条例

袖ヶ浦市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例（平成 8 年条例第
17 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項第 1 号オ中「第 10 条第 1 項」の次に「又は第 10 条の
2」を加える。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 8 号

袖ヶ浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

袖ヶ浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 6 年 2 月 1 4 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て
支援施設等の運営に関する基準（平成 2 6 年内閣府令第 3 9 号）の一部が
改正され、重要事項の書面掲示の義務付け等について見直されたことに伴
い、条例の一部を改正しようとするものである。

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

袖ヶ浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第23条の見出しを「掲示等」に改め、同条中「を掲示しなければならない」を「を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第54条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 9 号

袖ヶ浦市福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

袖ヶ浦市福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 6 年 2 月 1 4 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 1 2 3 号）の一部が改正されたことに伴い、引用している条項を整理するため、条例の一部を改正しようとするものである。

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

袖ヶ浦市福祉作業所の設置及び管理に関する条例（平成3年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「第77条第3項」を「第77条第5項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第10号

袖ヶ浦市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
袖ヶ浦市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和6年2月14日提出

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩

提案理由

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）の一部改正並びに袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定に伴い、保険料率の改定等を行うため、条例の一部を改正しようとするものである。

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市介護保険条例の一部を改正する条例

袖ヶ浦市介護保険条例（平成12年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「29,952円」を「30,780円」に改め、同項第2号中「45,552円」を「46,512円」に改め、同項第3号中「46,800円」を「47,196円」に改め、同項第4号中「56,160円」を「61,560円」に改め、同項第5号中「62,400円」を「68,400円」に改め、同項第6号中「74,256円」を「82,080円」に改め、同項第7号中「80,496円」を「88,920円」に改め、同項第8号中「93,600円」を「102,600円」に改め、同号ア中「未満で」を「未満である者であり」に改め、同項第9号中「106,080円」を「116,280円」に改め、同号ア中「400万円未満で」を「420万円未満である者であり」に改め、同項第10号中「109,200円」を「129,960円」に改め、同号ア中「400万円以上500万円未満で」を「420万円以上520万円未満である者であり」に改め、同項第11号中「112,320円」を「143,640円」に改め、同号ア中「500万円以上600万円未満で」を「520万円以上620万円未満である者であり」に改め、同項第12号中「115,440円」を「157,320円」に改め、同号ア中「600万円以上800万円未満で」を「620万円以上720万円未満である者であり」に改め、同項第13号中「118,560円」を「164,160円」に改め、同号ア中「800万円」を「720万円」に、「未満で」を「未満である者であり」に改め、同項第14号中「124,800円」を「171,000円」に改め、同条第2項中「令和3年度から令和5年度までの」を「令和6年度から令和8年度までの各年度における」に、「17,472円」を「19,152円」に改め、同条第3

項中「令和3年度から令和5年度までの」を「令和6年度から令和8年度までの各年度における」に、「17,472円」を「19,152円」に、「29,952円」を「32,832円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度までの」を「令和6年度から令和8年度までの各年度における」に、「17,472円」を「19,152円」に、「43,680円」を「46,854円」に改める。

第5条第3項中「又は第9号口」を「、第9号口、第10号口、第11号口、第12号口又は第13号口」に、「第39条第1項第1号から第9号まで」を「第39条第1項第1号から第13号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第3条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 1 1 号

袖ヶ浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

袖ヶ浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 6 年 2 月 1 4 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

提案理由

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和 6 年厚生労働省令第 4 号）で、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 1 8 年厚生労働省令第 3 4 号）の一部が改正されたことに伴い、条文の整理を行うため、条例の一部を改正しようとするものである。

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

袖ヶ浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第14条中「施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護」を「法第8条第23項第1号に規定するもの」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 1 2 号

袖ヶ浦市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

袖ヶ浦市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 6 年 2 月 1 4 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

提案理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 1 6 号）等で、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 1 8 年厚生労働省令第 3 7 号）の一部が改正されたことに伴い、本市の指定介護予防支援等の事業の基準について見直しを行うため、条例の一部を改正しようとするものである。

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

袖ヶ浦市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（平成27年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」を削り、同条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1人以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第6条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第2項中「前項の」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第7条第2項中「利用申込者」を「利用者」に改め、同条第3項中「担当職員」の次に「(指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。)」を加え、同条第4項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第36条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第13条に次の2項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。
- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第14条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第15条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第1号中「(平成11年厚生省令第36号)」を削り、同条第4号中「規定」の次に「(第33条第33号の規定を除く。)」を加える。

第24条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第25条第3項中「第33条第9号」を「第33条第11号」に改める。

第31条第2項第1号中「第33条第14号」を「第33条第16号」に改め、同項第2号イ中「第33条第7号」を「第33条第9号」に改め、同号ウ中「第33条第9号」を「第33条第11号」に改め、同号エ中「第33条第16号に規定する」を「第33条第18号の規定による」に改め、同号オ中「第33条第17号」を「第33条第19号」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第33条第4号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（同条第3号及び第4号において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第33条中第30号を第32号とし、第23号から第29号までを2号ずつ繰り下げ、同条第22号中「第24号」を「第26号」に改め、同号を同条第24号とし、同条中第21号を第23号とし、第20号を第22号とし、同条第19号中「第3号から第13号まで」を「第5号から第15号まで」に、「第14号」を「第16号」に改め、同号を同条第21号とし、同条第18号を同条第20号とし、同条第17号中「第13号」を「第16号」に改め、同号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「しない月」の次に「(ただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。)」を加え、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行

うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第33条中第17号を第19号とし、第16号を第18号とし、第3号から第15号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第33条に次の1号を加える。

(33) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市町村長から情報の提供を求

められた場合には、その求めに応じなければならない。

第36条第1項中「第33条第28号」を「第33条第30号」に改め、「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第7条第4項第2号の改正規定及び第36条第1項の改正規定（「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、改正後の袖ヶ浦市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第24条第3項（新条例第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

議案第 13 号

袖ヶ浦市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する
基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
袖ヶ浦市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定
める条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 6 年 2 月 14 日提出

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩

提案理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部
を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 16 号）等で、指定居宅介護支
援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）
の一部が改正されたことに伴い、本市の指定居宅介護支援等の事業の基準
について見直しを行うため、条例の一部を改正しようとするものである。

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する
基準等を定める条例の一部を改正する条例

袖ヶ浦市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「利用者の数が35人」を「利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援を行う場合にあつては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44人」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49人又はその端数を増すごとに1人とする。

第6条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第7条第2項中「利用申込者」を「利用者」に改め、「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの

回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項第1号中「第4項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項第1号」を「第5項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第7項」を「第8項」に改め、同項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第34条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合について説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第16条第30号を同条第33号とし、同条第29号中「より、」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加え、同号を同条第32号とし、同条中第28号を第31号とし、第21号から第27号までを3号ずつ繰り下げ、第20号の2を第23号とし、第20号を第22号とし、第19号を第21号とし、第18号を第20号とし、同条第17号中「第

3号から第12号まで」を「第5号から第14号まで」に、「第13号」を「第15号」に改め、同号を同条第19号とし、同条第16号を同条第18号とし、同条第15号中「第13号」を「第15号」に改め、同号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第16条第15号を同条第17号とし、同条第14号中「主治の医師若しくは歯科医師」を「主治の医師等」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第13号を第15号とし、第3号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第25条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第32条第2項第1号中「第16条第13号」を「第16条第15号」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第16条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第34条第1項中「第16条第27号」を「第16条第30号」に改め、「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第7条第4項第2号の改正規定及び第34条第1項の改正規定（「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、改正後の袖ケ

浦市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第25条第3項（新条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

議案第14号

袖ヶ浦市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例及び袖ヶ浦市企業振興条例の一部を改正する条例の制定について

袖ヶ浦市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例及び袖ヶ浦市企業振興条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和6年2月14日提出

袖ヶ浦市長 粕谷 智 浩

提案理由

統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件（令和5年総務省告示第256号）が告示され、新たな日本標準産業分類が制定されたことに伴い、引用している条文の整理を行うため、関係する条例の一部を改正しようとするものである。

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例及び袖ヶ浦市企業振興条例の一部を改正する条例

(袖ヶ浦市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第1条 袖ヶ浦市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成8年条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表袖ヶ浦椎の森工業団地2期地区地区整備計画区域の項中「日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)」を「統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類(以下「日本標準産業分類」という。)」に改める。

(袖ヶ浦市企業振興条例の一部改正)

第2条 袖ヶ浦市企業振興条例(平成22年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア中「日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号。)」を「統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類(」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第15号

袖ヶ浦市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について

袖ヶ浦市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和6年2月14日提出

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩

提案理由

袖ヶ浦市空家等対策審議会の調査審議事項に、管理不全空家等の認定及び措置に関する事項を追加するため、条例の一部を改正しようとするものである。

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

袖ヶ浦市空家等対策の推進に関する条例（平成30年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項第2号中「特定空家等」を「管理不全空家等及び特定空家等」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 法第13条に規定する管理不全空家等に対する措置に関する事項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第16号

袖ヶ浦市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について
袖ヶ浦市消防手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和6年2月14日提出

袖ヶ浦市長 粕谷 智 浩

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部が改正されたことに伴い、一部の消防事務において手数料の見直しを行うため、条例の一部を改正しようとするものである。

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市消防手数料条例の一部を改正する条例

袖ヶ浦市消防手数料条例（平成12年条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の項中「1,180,000円」を「1,450,000円」に、「1,410,000円」を「1,720,000円」に、「1,590,000円」を「1,920,000円」に、「1,950,000円」を「2,360,000円」に、「2,270,000円」を「2,740,000円」に、「4,550,000円」を「5,640,000円」に、「5,820,000円」を「7,240,000円」に、「7,070,000円」を「8,790,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 17 号

袖ヶ浦市監査委員に関する条例及び袖ヶ浦市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
袖ヶ浦市監査委員に関する条例及び袖ヶ浦市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 6 年 2 月 14 日提出

袖ヶ浦市長 粕谷 智 浩

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の一部が改正されたことに伴い、引用している条項の整理を行うため、関係する条例の一部を改正しようとするものである。

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市監査委員に関する条例及び袖ヶ浦市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(袖ヶ浦市監査委員に関する条例の一部改正)

第1条 袖ヶ浦市監査委員に関する条例(昭和46年条例第81号)の一部を次のように改正する。

第4条及び第10条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

(袖ヶ浦市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 袖ヶ浦市下水道事業の設置等に関する条例(令和元年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 18 号

市道路線の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 2 項の規定により、市道路線を別紙のように変更する。

令和 6 年 2 月 14 日提出

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩

提案理由

市道南袖神納線の拡幅整備に伴い市道奈良輪一丁目 4 号線の起点を変更すること及び市道路線に続く道路が宅地開発事業により築造されたため、市道蔵波 110 号線の終点を変更することについて、道路法第 10 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

変 更 調 書

(変更路線一覧)

路線名	変更	起 点 (地先)
		終 点 (地先)
奈良輪一丁目 4号線	新	奈良輪一丁目1番1
		奈良輪一丁目2番5
	旧	奈良輪一丁目3番1
		奈良輪一丁目2番5
蔵波110号線	新	蔵波字中ノ代2915番25
		蔵波字中ノ代2916番36
	旧	蔵波字中ノ代2915番25
		蔵波字中ノ代2915番31

議案第19号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、市道路線を別紙のように認定する。

令和6年2月14日提出

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩

提案理由

宅地開発事業により築造された道路を市道路線として認定することについて、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものである。

認 定 調 書

(認定路線一覧)

路 線 名	起 点 (地先)
	終 点 (地先)
奈良輪 4 7 号線	奈良輪字三ヶ所原 1 6 6 8 番 4
	奈良輪字三ヶ所原 1 6 6 8 番 2
奈良輪 4 8 号線	奈良輪字三ヶ所原 1 6 9 8 番 3
	奈良輪字三ヶ所原 1 6 9 8 番 7
坂戸市場 4 3 号線	坂戸市場字下向原 1 4 7 6 番 7
	坂戸市場字下向原 1 4 7 6 番 1 0
神納 8 9 号線	神納字宮ノ後 3 3 6 2 番 1 5
	神納字宮ノ後 3 3 6 5 番 4
蔵波 1 1 4 号線	蔵波字大明神墳 2 9 5 4 番 3 7
	蔵波字大明神墳 2 9 5 4 番 5 7
蔵波 1 1 5 号線	蔵波字大明神墳 2 9 5 4 番 5 3
	蔵波字大明神墳 2 9 5 4 番 2 1
蔵波 1 1 6 号線	蔵波字中ノ代 2 9 1 6 番 3 0
	蔵波字中ノ代 2 9 1 6 番 3 6
横田 6 6 号線	横田字仲町 1 9 4 2 番 5
	横田字仲町 1 9 4 2 番 1 1

議案第20号

普通財産貸付契約の締結について

市は、次の財産を貸付ける。

令和6年2月14日提出

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩

記

1 施設名称 旧学校給食センター

2 財産の表示

(1) 土地

地番	現況地目	面積 (㎡)
袖ヶ浦市大曾根1957番1	宅地	51.00
袖ヶ浦市大曾根1958番1	宅地	330.00
袖ヶ浦市大曾根1959番1	宅地	363.63
袖ヶ浦市大曾根1959番2	宅地	69.42
袖ヶ浦市大曾根1960番1	宅地	614.00
袖ヶ浦市大曾根1978番1	宅地	2,652.00
袖ヶ浦市大曾根1986番	宅地	1,289.00
袖ヶ浦市大曾根1987番	宅地	598.00
袖ヶ浦市大曾根1989番	宅地	595.04
袖ヶ浦市大曾根1990番	宅地	634.71
合計		7,196.80

(2) 建物

名称	建築年	構造・階数	延床面積 (㎡)
第1調理場	昭和50年	鉄骨造 地上2階	1,122.67
第2調理場	昭和58年	鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造) 地上1階	1,055.61

- 3 貸付けの相手方 千葉県市原市八幡1番地
株式会社アクアテック
代表取締役 坂巻 和彦
- 4 貸付金額 土地 21,000,000円
建物 無償
- 5 貸付期間 令和6年4月1日から令和16年3月31日まで
- 6 契約方式 随意契約（指名型プロポーザル方式）
- 7 財産の使用目的 (1) バナメイエビの陸上養殖事業
(2) 養殖バナメイエビの販売
(3) 養殖バナメイエビの加工品の製造及び販売

提案理由

市有財産の有効活用を図るため、旧学校給食センターの土地及び建物の貸付けに当たり、建物の貸付料を無償とするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものである。